

国民健康保険に加入している方へ 「高額介護合算療養費」について

世帯内で同一の医療保険に加入している方全員の「病院や薬局にかかったときの自己負担額」と「介護保険サービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、「介護合算算定基準額（下表）」を超えた場合に、その超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給の対象となることが確認できた方へは2月上旬にお知らせしていますが、計算期間中（平成20年4月から平成21年7月の間）に医療保険が切替っている世帯の方など、お知らせができない場合がありますので、一度お問合わせください。

制度の主な内容は以下のとおりです。

（70歳～74歳の場合）

区 分	介護合算算定基準額
現役並み所得者	67万円（89万円）
一 般	56万円（75万円）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ 31万円（41万円）
	区分Ⅰ 19万円（25万円）

（70歳未満の場合）

区 分	介護合算算定基準額
上位所得者	126万円（168万円）
一 般	67万円（89万円）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ 34万円（45万円）
	区分Ⅰ 34万円（45万円）

通常、毎年8月から翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。
 なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、（ ）内の金額です。

【用語の説明】

現役並み所得者：同じ世帯内に住民税の課税所得が145万円以上ある70歳から74歳の医療保険加入者が一人でもいる方です。

上位所得者：同じ世帯内の国保加入者全員の基礎控除後の総所得が合計で600万円を超える方です。
住民税非課税世帯

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ・老齢福祉年金を受給されている方

※注意

- ※医療保険又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ※支給額が500円未満の場合は支給されません。
- ※区分は毎年7月31日現在で判定します。
- ※支給額は医療保険と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれから支払われます。